|  |
| --- |
| 様式第3号（第4条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日（申請者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　　日常生活用具給付決定通知書標記のことについて次のとおり決定しましたので通知します。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　者 | 住　 　所 |  |
| ふ り が な氏　　 名 |  |
| 生 年 月 日 |  | 性別  |  | 電話 |  |
| 給 　 付　 番　 号 |  | 決　定　年　月　日 |  |
| 決　　定　　内　　容 |  |
| 業　者 | 名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 電　　　話 |  |
| 基準額 | 見積額 | 利用者負担額 | 公費負担額 |
| 円  | 円  | 円 (見積額と基準額の差額) 円 (基準額内自己負担額) 円  | 円  |
| 月額負担上限額 |
| 円  |

　＜注意事項＞

1　用具は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものです。利用者が負担する額については、必ず用具を受取る前に支払ってください。

2　給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは固く禁じられています。

3　2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

4　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

5　この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、粕屋町を被告として（訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）